

平成 25 年 7 月 4 日  
大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室  
室長 田邊 勝美  
室長補佐 松下 英嗣  
(担当・内線)  
世帯に関する事項 国民生活基礎統計第一係 (7587)  
所得に関する事項 国民生活基礎統計第二係 (7588)  
(電話代表) 03(5253)1111  
(ダイヤルイン) 03(3595)2974

# 平成 24 年 国民生活基礎調査の概況

## 目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
I 世帯数と世帯人員数の状況	
1 世帯構造及び世帯類型の状況	3
2 65 歳以上の者のいる世帯の状況	4
3 65 歳以上の者の状況	6
4 児童のいる世帯の状況	7
5 15 歳以上の者の就業の状況	9
II 各種世帯の所得等の状況	
1 年次別の所得の状況	12
2 所得の分布状況	13
3 世帯主の年齢階級別の所得の状況	14
4 所得の種類別の状況	15
5 15 歳以上の役員以外の雇用者の所得の状況	15
6 生活意識の状況	16
統計表	17
参考	20
用語の説明	27

## 【利用上の注意】

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の2分の1未満の場合	0, 0.0
減少数(率)の場合	△

(2) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る昭和60年以前の数値は「厚生行政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」による。

(4) 平成7年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。

(5) 平成23年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら3県分を除いたものとなっている。

(6) 平成24年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。

なお、平成22年の福島県及び同県分を除いた46都道府県の数値は、参考「1 前回の大規模調査(平成22年調査)との比較」(20~25頁)に掲載している。

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和 61 年を初年として 3 年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

平成 24 年は中間年であるので、世帯の基本的事項及び所得について調査を実施した。

## 2 調査の対象及び客体

全国（福島県を除く。）の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成 22 年国勢調査区のうち後置番号 1 及び 8 から層化無作為抽出した 1,102 地区内のすべての世帯（約 5 万 9 千世帯）及び世帯員（約 15 万 3 千人）を、所得票については、前記の 1,102 地区に設定された単位区のうち後置番号 1 から層化無作為抽出した 500 単位区内のすべての世帯（約 9 千世帯）及び世帯員（約 2 万 4 千人）を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

世帯票 …… 次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね 3 か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

所得票 …… 上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

## 3 調査の実施日

世帯票 …… 平成 24 年 6 月 7 日（木）

所得票 …… 平成 24 年 7 月 12 日（木）

## 4 調査の事項

世帯票 …… 単独世帯の状況、5 月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

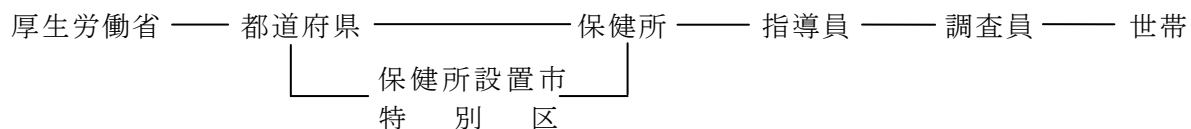
所得票 …… 前年 1 年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

## 5 調査の方法

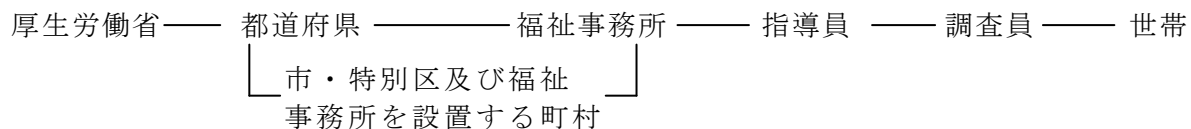
あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。ただし、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

## 6 調査の系統

- ・世帯票



- ・所得票



## 7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調 査 客 体 数	回 収 客 体 数	集 計 客 体 数 (集計不能のものを除いた数)
世 帯 票	59,475世帯	47,661世帯	47,644世帯
所 得 票	9,252世帯	7,435世帯	7,323世帯

# 結果の概要

## I 世帯数と世帯人員数の状況

### 1 世帯構造及び世帯類型の状況

平成 24 年 6 月 7 日現在における全国の世帯総数（福島県を除く。）は 4817 万世帯となっている。

世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が 1466 万 8 千世帯（全世帯の 30.5%）で最も多く、次いで「単独世帯」が 1216 万世帯（同 25.2%）、「夫婦のみの世帯」が 1097 万 7 千世帯（同 22.8%）となっている。

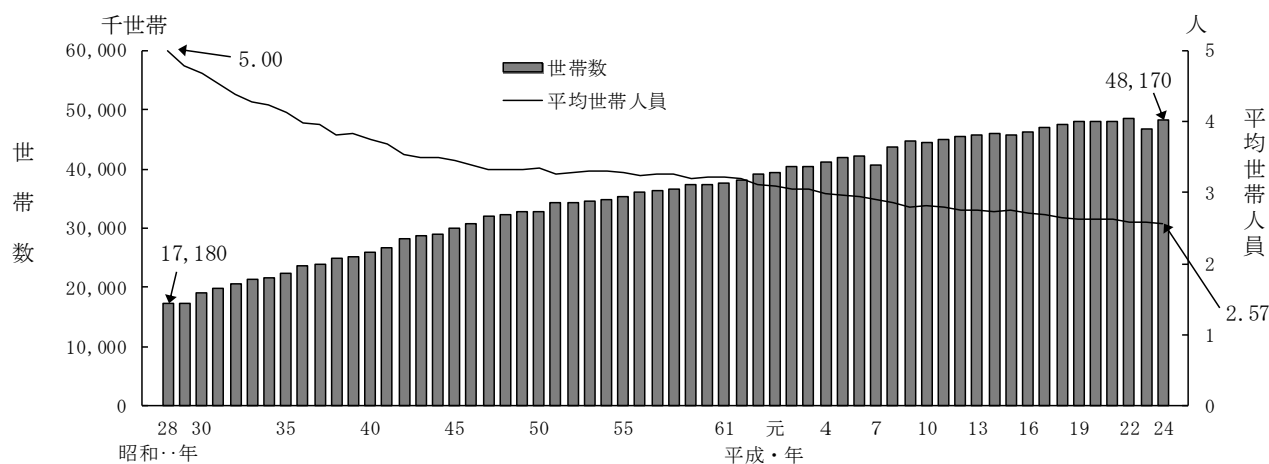
世帯類型別にみると、「高齢者世帯」は 1024 万 1 千世帯（全世帯の 21.3%）、「母子世帯」は 70 万 3 千世帯（同 1.5%）となっている。（表 1、図 1）

表 1 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数、構成割合及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推計数（単位：千世帯）						推計数（単位：千世帯）				(人)
昭和61年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
平成元年	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
19	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
22	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
23	46 684	11 787	10 575	14 443	3 263	3 436	3 180	9 581	759	96	36 248	2.58
24	48 170	12 160	10 977	14 668	3 348	3 648	3 370	10 241	703	81	37 146	2.57
		構成割合（単位：%）						構成割合（単位：%）				
昭和61年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
平成元年	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
19	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
22	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
23	100.0	25.2	22.7	30.9	7.0	7.4	6.8	20.5	1.6	0.2	77.6	・
24	100.0	25.2	22.8	30.5	6.9	7.6	7.0	21.3	1.5	0.2	77.1	・

注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成22年の福島県及び同県分を除いた46都道府県の数値は、20頁の参考表1に掲載している。

図 1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成22年の福島県及び同県分を除いた46都道府県の数値は、20頁の参考表1に掲載している。

## 2 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯（福島県を除く。）は2093万世帯（全世帯の43.4%）となっている。

世帯構造別にみると、「夫婦のみの世帯」が633万2千世帯（65歳以上の者のいる世帯の30.3%）で最も多く、次いで「単独世帯」が486万8千世帯（同23.3%）、「親と未婚の子のみの世帯」が411万世帯（同19.6%）となっている。（表2、図2）

表2 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合の年次推移

年次	65歳以上の者のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	(再掲)65歳以上の者のみの世帯
	推 計 数 (単位:千世帯)							
昭和61年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
平成元年	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
4	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
7	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
10	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
13	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
16	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
19	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986
22	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 837	3 348	2 313	10 188
23	19 422	(41.6)	4 697	5 817	3 743	2 998	2 166	9 560
24	20 930	(43.4)	4 868	6 332	4 110	3 199	2 420	10 214
	構 成 割 合 (単位:%)							
昭和61年	100.0	・	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
平成元年	100.0	・	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
4	100.0	・	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
7	100.0	・	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
10	100.0	・	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
13	100.0	・	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
16	100.0	・	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
19	100.0	・	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
22	100.0	・	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
23	100.0	・	24.2	30.0	19.3	15.4	11.2	49.2
24	100.0	・	23.3	30.3	19.6	15.3	11.6	48.8

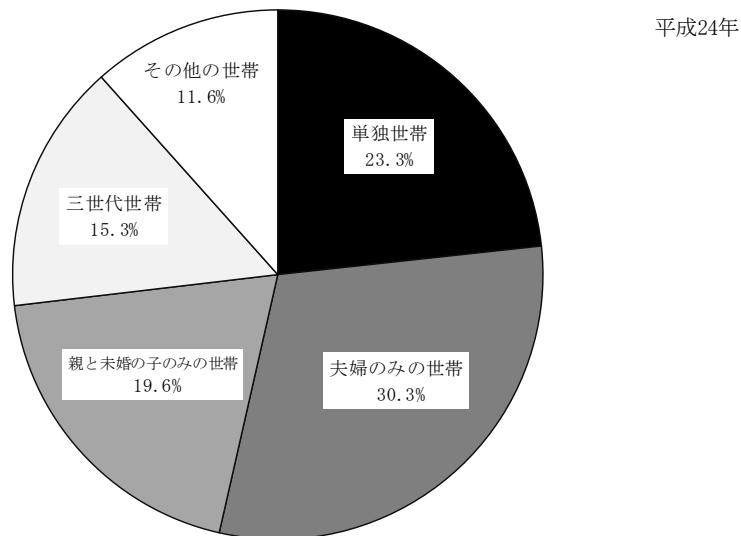
注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成22年の福島県及び同県分を除いた46都道府県の数値は、20頁の参考表2に掲載している。

4)「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

図2 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の構成割合



注：1)福島県を除いたものである。

2)「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯（福島県を除く。）を世帯構造別にみると、「夫婦のみの世帯」が501万7千世帯（高齢者世帯の49.0%）、「単独世帯」が486万8千世帯（同47.5%）となっている（表3、図3）。

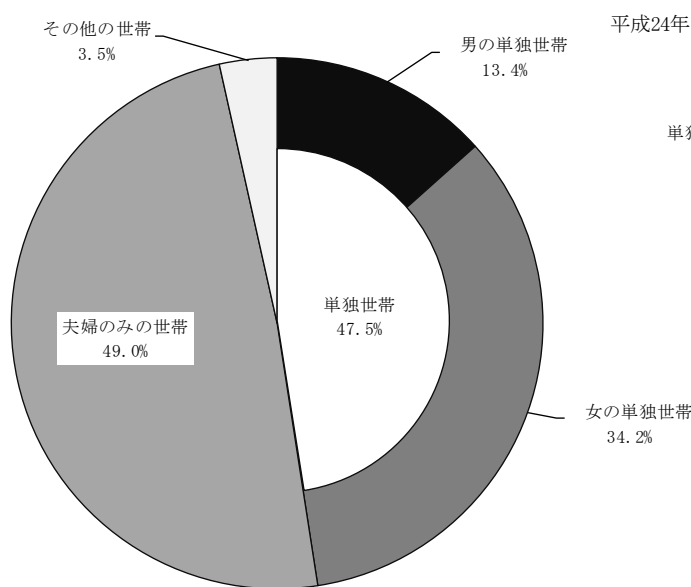
「単独世帯」を性・年齢階級別にみると、男は「65～69歳」が30.4%、女は「75～79歳」が24.1%で最も多くなっている（図4）。

表3 世帯構造別にみた高齢者世帯数及び構成割合の年次推移

年次	高齢者世帯	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
		推計		数		
					(単位：千世帯)	
昭和61年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
平成元年	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
4	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
7	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
10	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
13	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
16	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
19	9 009	4 326	1 174	3 153	4 390	292
22	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876	313
23	9 581	4 697	1 303	3 394	4 596	288
24	10 241	4 868	1 370	3 498	5 017	356
		構		割		
					(単位：%)	
昭和61年	100.0	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
平成元年	100.0	52.1	10.0	42.0	45.0	2.9
4	100.0	50.6	9.4	41.1	46.2	3.2
7	100.0	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
10	100.0	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
13	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3.3
16	100.0	47.4	11.5	35.9	49.5	3.1
19	100.0	48.0	13.0	35.0	48.7	3.2
22	100.0	49.2	13.9	35.3	47.8	3.1
23	100.0	49.0	13.6	35.4	48.0	3.0
24	100.0	47.5	13.4	34.2	49.0	3.5

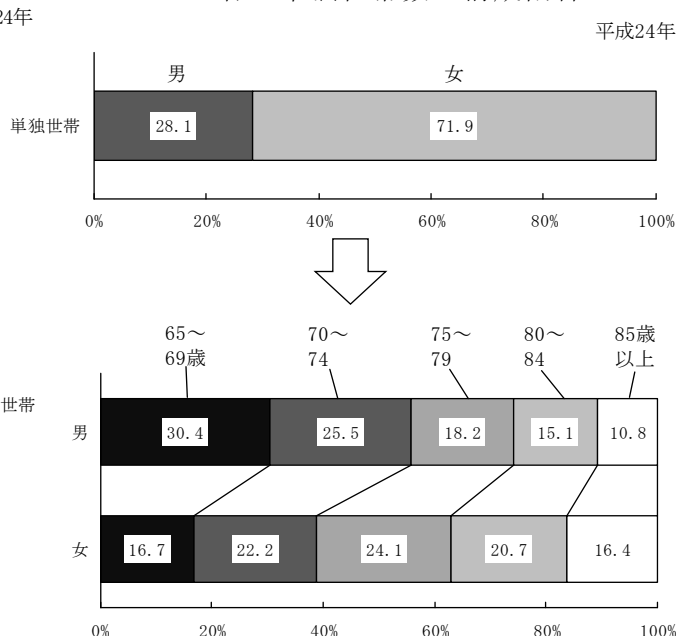
- 注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成22年の福島県及び同県分を除いた46都道府県の数値は、21頁の参考表3に掲載している。  
 4)「その他の世帯」には、親と未婚の子のみの世帯及び三世帯世帯を含む。

図3 世帯構造別にみた高齢者世帯数の構成割合



注：福島県を除いたものである。

図4 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の単独世帯数の構成割合



注：福島県を除いたものである。

### 3 65歳以上の者の状況

65歳以上の者（福島県を除く。）は3026万6千人となっている。

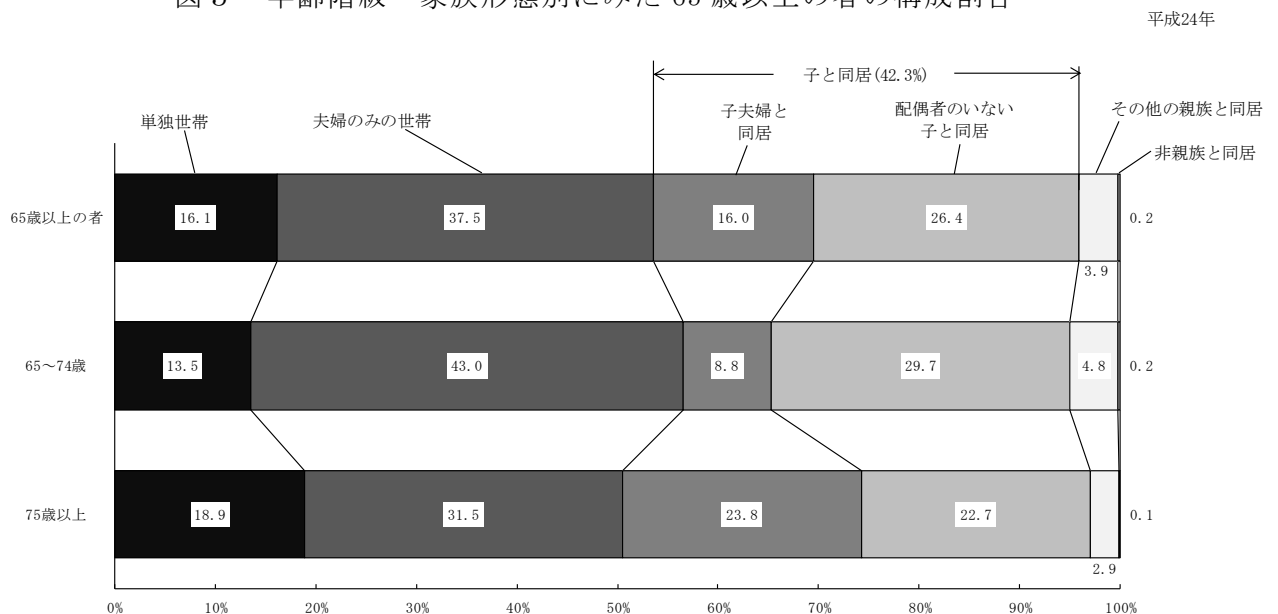
家族形態別にみると、「子と同居」の者が1280万8千人（65歳以上の者の42.3%）で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方または一方が65歳以上）の者が1134万9千人（同37.5%）、「単独世帯」の者が486万8千人（同16.1%）となっている。これを年齢階級別にみると、「75歳以上」の者は「65～74歳」の者に比べ、「単独世帯」「子夫婦と同居」の割合が高くなっている。（表4、図5）

表4 家族形態別にみた65歳以上の者の数及び構成割合の年次推移

年次	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居		配偶者のいない子と同居	その他の親族と同居	非親族と同居
					子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居			
推 計 数 (単位：千人)									
昭和61年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37	
平成元年	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29	
4	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41	
7	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31	
10	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36	
13	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41	
16	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55	
19	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45	
22	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27	
23	27 979	4 697	10 413	11 799	4 639	7 160	1 040	29	
24	30 266	4 868	11 349	12 808	4 829	7 979	1 184	58	
構 成 割 合 (単位：%)									
昭和61年	100.0	10.1	22.0	64.3	46.7	17.6	3.2	0.3	
平成元年	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2	
4	100.0	11.7	27.6	57.1	38.7	18.4	3.4	0.3	
7	100.0	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9	3.5	0.2	
10	100.0	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1	4.0	0.2	
13	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0	3.8	0.2	
16	100.0	14.7	36.0	45.5	23.6	21.9	3.6	0.2	
19	100.0	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0	3.8	0.2	
22	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1	
23	100.0	16.8	37.2	42.2	16.6	25.6	3.7	0.1	
24	100.0	16.1	37.5	42.3	16.0	26.4	3.9	0.2	

注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成22年の福島県及び同県分を除いた46都道府県の数値は、21頁の参考表4に掲載している。

図5 年齢階級・家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合



注：福島県を除いたものである。



#### 4 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯（福島県を除く。）は1200万3千世帯（全世帯の24.9%）となっている。児童数別にみると、児童が「2人」いる世帯は全世帯の10.9%、「1人」いる世帯は10.8%となっている。

世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が863万2千世帯（児童のいる世帯の71.9%）で最も多く、次いで「三世帯世帯」が215万6千世帯（同18.0%）となっている。（表5、図6、図7）

表5 世帯構造別にみた児童のいる世帯数、構成割合及び平均児童数の年次推移

年次	児童のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	推計数 (単位：千世帯)				三世帯世帯	その他の世帯	児童のいる世帯の平均児童数(人)
			核家族世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯			
昭和61年	17 364	(46.2)	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83	
平成元年	16 426	(41.7)	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81	
4	15 009	(36.4)	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80	
7	13 586	(33.3)	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78	
10	13 453	(30.2)	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77	
13	13 156	(28.8)	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75	
16	12 916	(27.9)	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73	
19	12 499	(26.0)	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71	
22	12 324	(25.3)	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70	
23	11 801	(25.3)	9 330	8 459	872	2 032	439	1.73	
24	12 003	(24.9)	9 430	8 632	798	2 156	418	1.72	
			構成割合 (単位：%)						
昭和61年	100.0	・	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	・	
平成元年	100.0	・	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	・	
4	100.0	・	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	・	
7	100.0	・	69.3	65.1	4.3	26.9	3.8	・	
10	100.0	・	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	・	
13	100.0	・	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	・	
16	100.0	・	74.2	68.5	5.7	22.5	2.6	・	
19	100.0	・	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	・	
22	100.0	・	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	・	
23	100.0	・	79.1	71.7	7.4	17.2	3.7	・	
24	100.0	・	78.6	71.9	6.6	18.0	3.5	・	

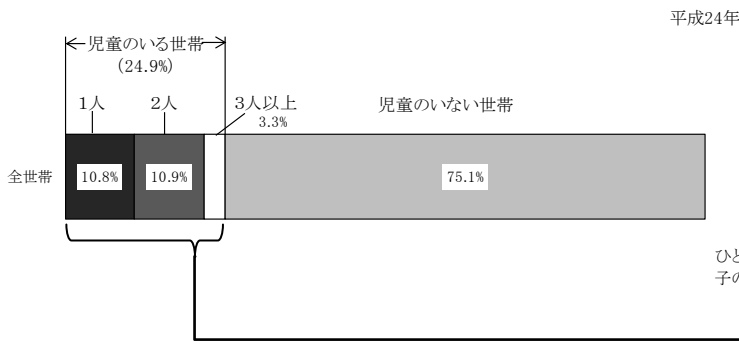
注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成22年の福島県及び同県分を除いた46都道府県の数値は、21頁の参考表5に掲載している。

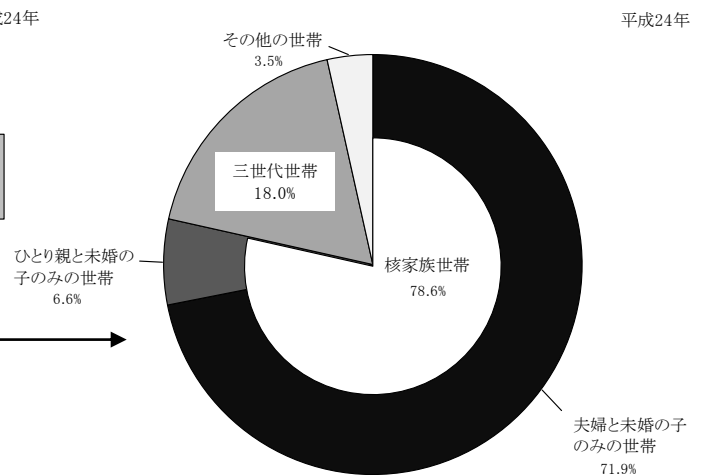
4)「その他の世帯」には、単独世帯を含む。

図6 児童の有（児童数）無別にみた世帯数の構成割合



注：福島県を除いたものである。

図7 世帯構造別にみた児童のいる世帯数の構成割合

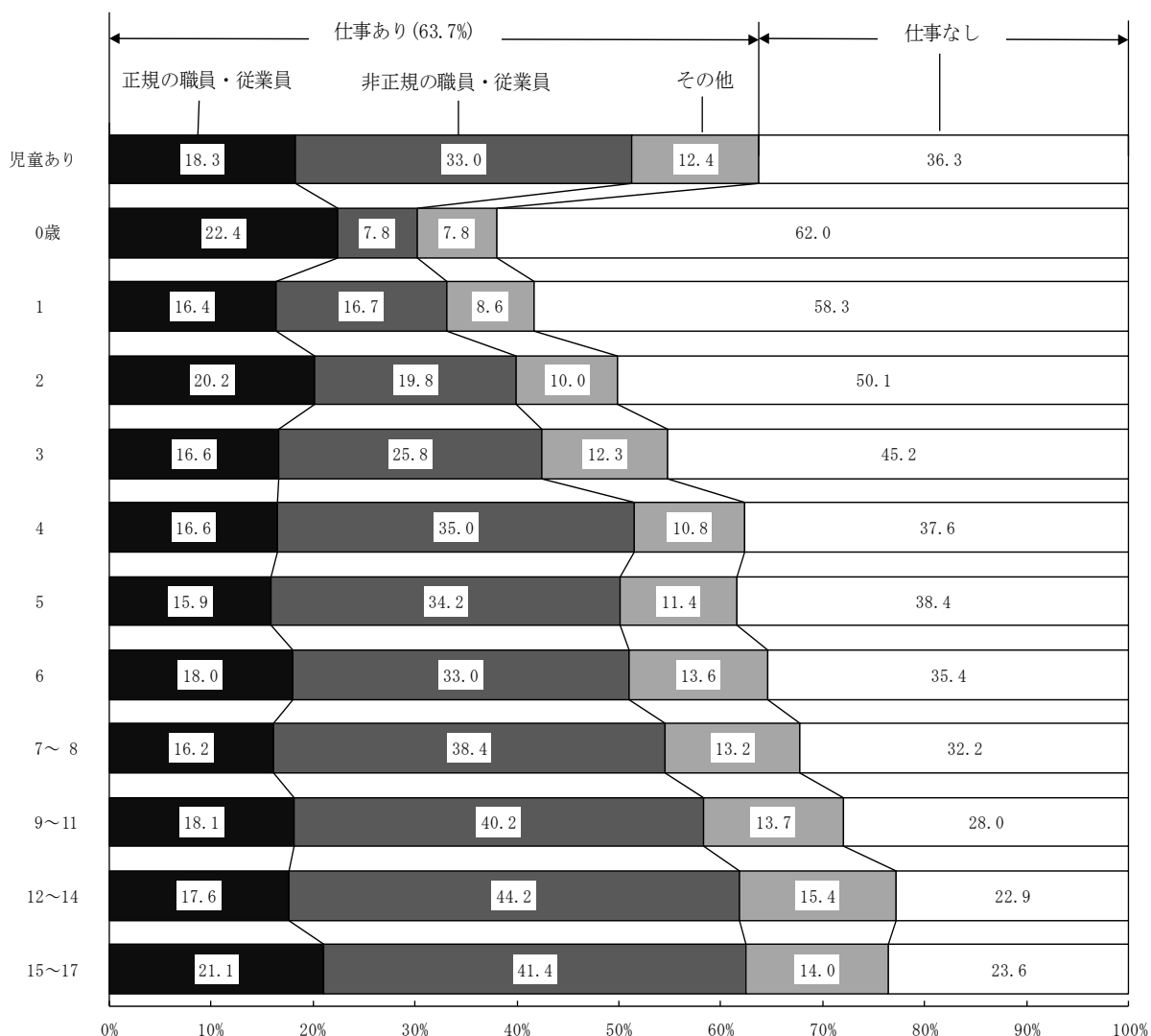


注：福島県を除いたものである。

児童のいる世帯（福島県を除く。）における母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は63.7%となっている。末子の年齢階級別にみると、末子の年齢が高くなるにしたがって「非正規の職員・従業員」の母の割合が高くなる傾向にある。（図8）

図8 末子の年齢階級別にみた母の仕事の有無、正規・非正規等の構成割合

平成24年



- 注：1) 福島県を除いたものである。  
 2) 「その他」には、自営業主、家族従業者、会社・団体等の役員、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。  
 3) 「母の仕事の有無不詳」を含まない。

## 5 15歳以上の者の就業の状況

15歳以上の者（福島県を除く。）の仕事の有無を性・年齢階級別にみると、男は「25～29歳」から「55～59歳」までの「仕事あり」の割合がほぼ9割を超える台形型となっている。女は「30～34歳」「35～39歳」を谷とするM字型となっている。（表6、図9）

表6 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の仕事の有無の構成割合

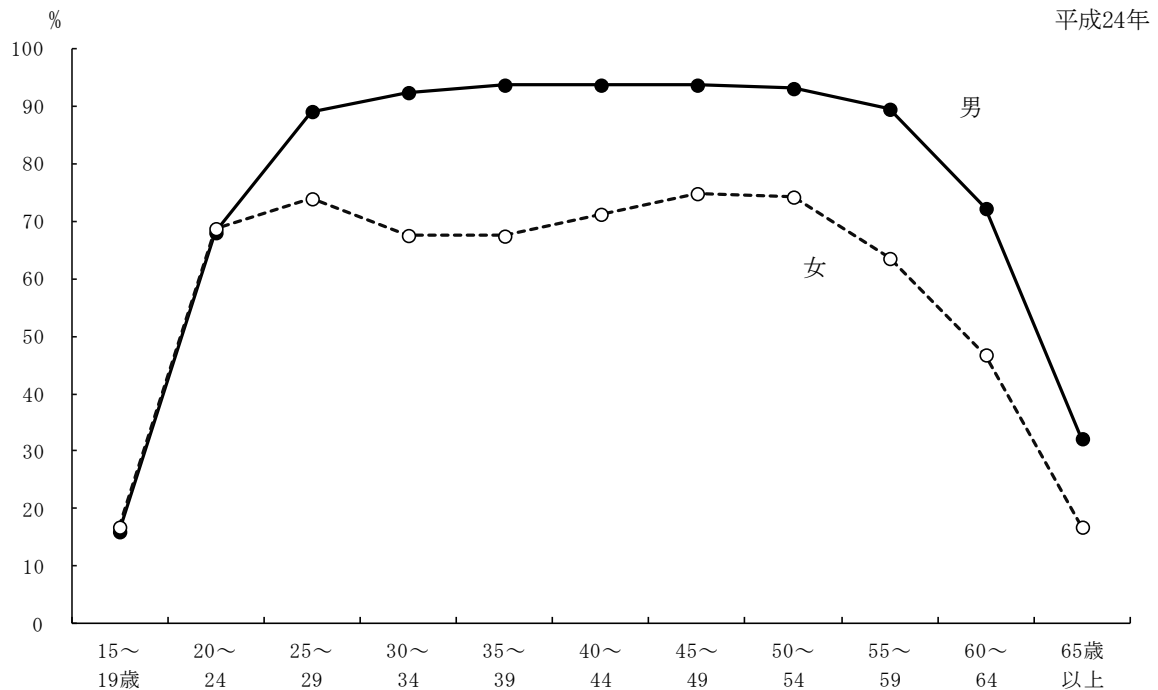
（単位：％）

平成24年

年齢階級	総数			男			女		
	総数	仕事あり	仕事なし	総数	仕事あり	仕事なし	総数	仕事あり	仕事なし
総数	100.0	59.1	40.9	100.0	70.0	30.0	100.0	49.2	50.8
15～19歳	100.0	16.4	83.6	100.0	16.1	83.9	100.0	16.8	83.2
20～24	100.0	68.7	31.3	100.0	68.4	31.6	100.0	69.1	30.9
25～29	100.0	82.0	18.0	100.0	89.9	10.1	100.0	74.3	25.7
30～34	100.0	80.1	19.9	100.0	92.9	7.1	100.0	67.8	32.2
35～39	100.0	80.8	19.2	100.0	94.3	5.7	100.0	67.8	32.2
40～44	100.0	82.9	17.1	100.0	94.4	5.6	100.0	71.6	28.4
45～49	100.0	84.8	15.2	100.0	94.5	5.5	100.0	75.1	24.9
50～54	100.0	84.0	16.0	100.0	93.9	6.1	100.0	74.4	25.6
55～59	100.0	76.7	23.3	100.0	90.2	9.8	100.0	63.8	36.2
60～64	100.0	59.9	40.1	100.0	73.5	26.5	100.0	47.1	52.9
65歳以上	100.0	24.2	75.8	100.0	33.6	66.4	100.0	17.1	82.9

注：1) 福島県を除いたものである。  
2) 「仕事の有無不詳」を含まない。

図9 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の仕事ありの割合



注：1) 福島県を除いたものである。  
2) 「仕事の有無不詳」を含まない。

仕事ありの者（福島県を除く。）のうち、役員以外の雇用者をみると、「正規の職員・従業員」の割合が 61.1%、「非正規の職員・従業員」の割合が 38.9%となっている。

性・年齢階級別にみると、男は「30～34 歳」から「55～59 歳」までの「正規の職員・従業員」の割合が 8 割を超えている。女は「20～24 歳」から「30～34 歳」までの「正規の職員・従業員」の割合が 5 割を超えており、それ以外の年齢階級では「非正規の職員・従業員」の割合が 5 割を超えている。（表 7、図 10）

表 7 性・年齢階級別にみた 15 歳以上の役員以外の雇用者の構成割合

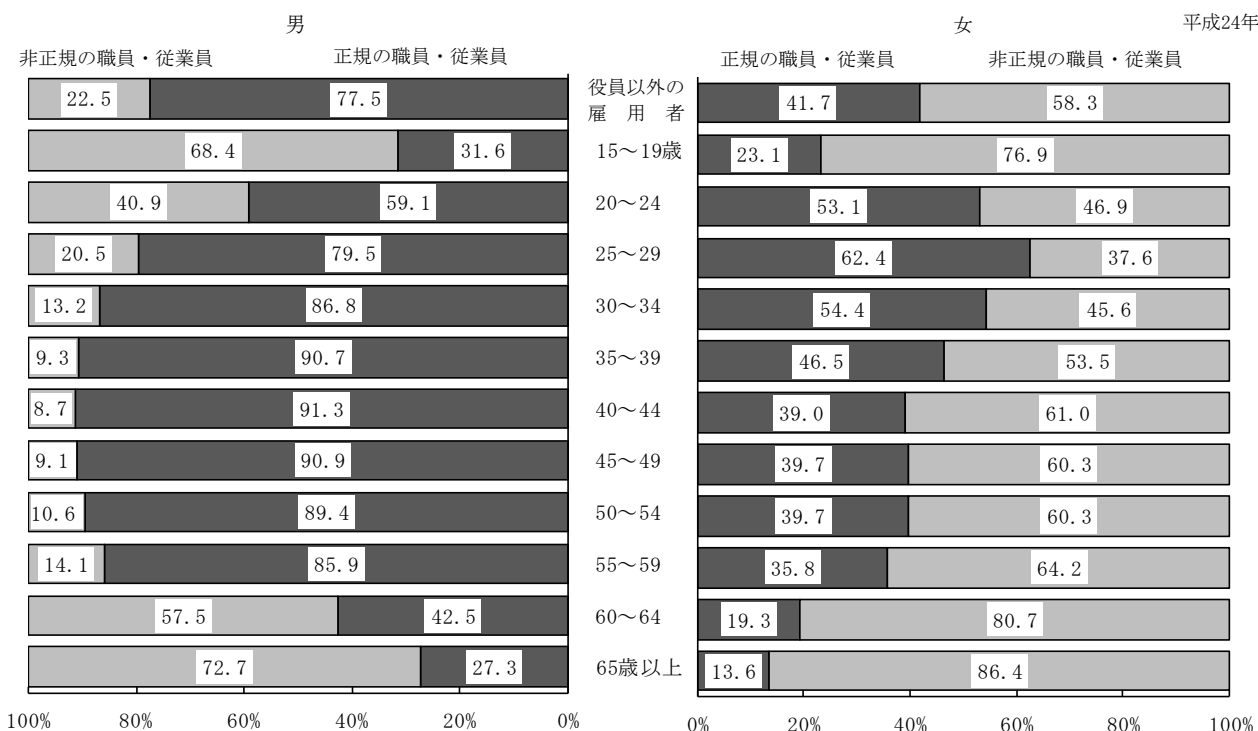
(単位：%) 平成24年

年齢階級	総数			男			女		
	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員
総数	100.0	61.1	38.9	100.0	77.5	22.5	100.0	41.7	58.3
15～19歳	100.0	27.4	72.6	100.0	31.6	68.4	100.0	23.1	76.9
20～24	100.0	56.0	44.0	100.0	59.1	40.9	100.0	53.1	46.9
25～29	100.0	71.5	28.5	100.0	79.5	20.5	100.0	62.4	37.6
30～34	100.0	72.2	27.8	100.0	86.8	13.2	100.0	54.4	45.6
35～39	100.0	71.2	28.8	100.0	90.7	9.3	100.0	46.5	53.5
40～44	100.0	67.3	32.7	100.0	91.3	8.7	100.0	39.0	61.0
45～49	100.0	67.0	33.0	100.0	90.9	9.1	100.0	39.7	60.3
50～54	100.0	65.5	34.5	100.0	89.4	10.6	100.0	39.7	60.3
55～59	100.0	63.2	36.8	100.0	85.9	14.1	100.0	35.8	64.2
60～64	100.0	32.7	67.3	100.0	42.5	57.5	100.0	19.3	80.7
65歳以上	100.0	21.8	78.2	100.0	27.3	72.7	100.0	13.6	86.4

注：1) 福島県を除いたものである。なお、平成 22 年の福島県及び同県分を除いた 46 都道府県の数値は、22 頁の参考表 6 に掲載している。

2) 「勤め先での呼称不詳」を含まない。

図 10 性・年齢階級別にみた 15 歳以上の役員以外の雇用者の構成割合



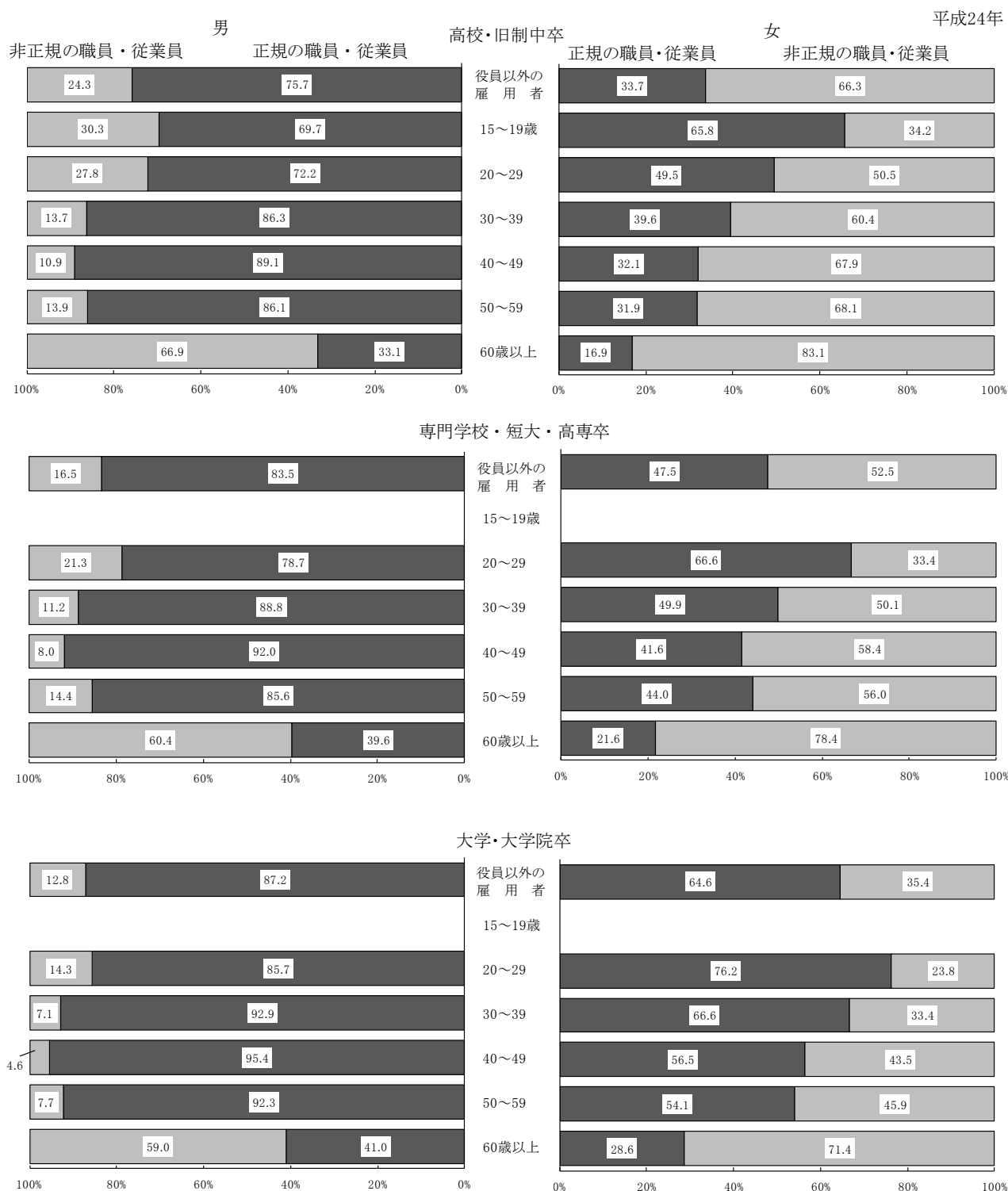
注：1) 福島県を除いたものである。

2) 「勤め先での呼称不詳」を含まない。

役員以外の雇用者（福島県を除く。）を性・年齢階級、学歴別にみると、男は「50～59歳」を除き、学歴が高くなるにしたがって「正規の職員・従業員」の割合が高くなっている。

女は全ての年齢階級で学歴が高くなるにしたがって「正規の職員・従業員」の割合が高くなっている。また、「専門学校・短大・高専卒」の「50～59歳」を除き、年齢が高くなるにしたがって「非正規の職員・従業員」の割合が高くなっている。（図 11）

図 11 性・年齢階級、学歴別にみた 15 歳以上の役員以外の雇用者の構成割合



注：1) 福島県を除いたものである。  
 2) 「勤め先での呼称不詳」を含まない。  
 3) 「在学中」を含まない。

## II 各種世帯の所得等の状況

「平成24年調査」の所得とは、平成23年1月1日から12月31日までの1年間の所得である。なお、生活意識については、平成24年7月12日現在の意識である。

### 1 年次別の所得の状況

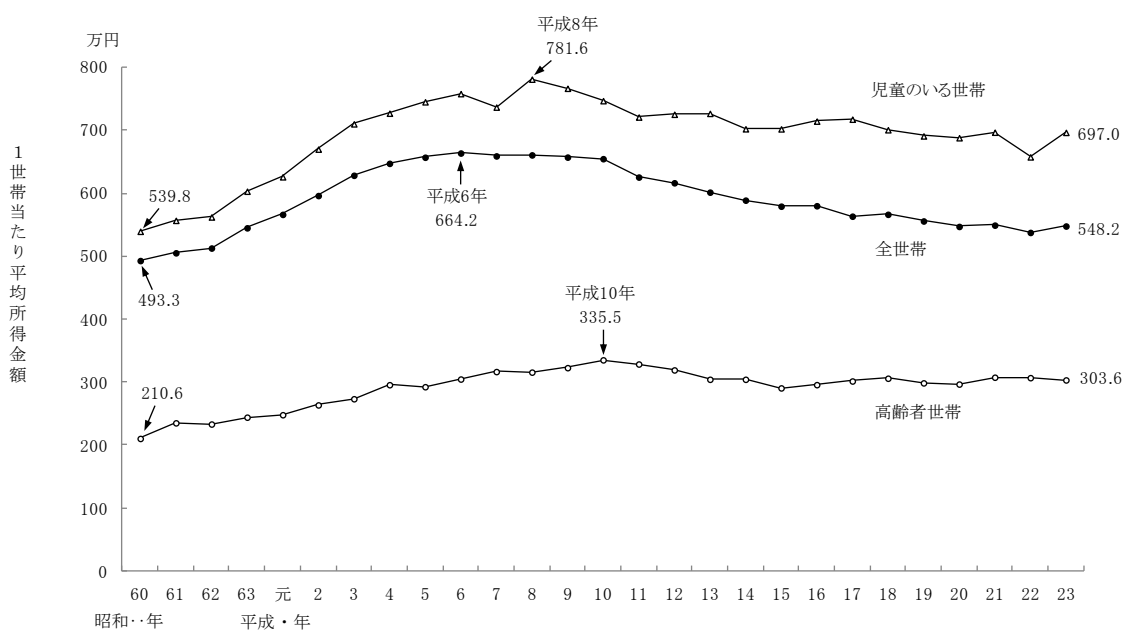
平成23年の1世帯当たり平均所得金額（福島県を除く。）は、「全世帯」が548万2千円となっている。また、「高齢者世帯」が303万6千円、「児童のいる世帯」が697万円となっている。（表8、図12）

表8 1世帯当たり平均所得金額の年次推移

	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23
全世帯(万円)	589.3	579.7	580.4	563.8	566.8	556.2	547.5	549.6	538.0	548.2
対前年増加率(%)	△2.1	△1.6	0.1	△2.9	0.5	△1.9	△1.6	0.4	△2.1	1.9
高齢者世帯(万円)	304.6	290.9	296.1	301.9	306.3	298.9	297.0	307.9	307.2	303.6
対前年増加率(%)	0.0	△4.5	1.8	2.0	1.5	△2.4	△0.6	3.7	△0.2	△1.2
児童のいる世帯(万円)	702.7	702.6	714.9	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	658.1	697.0
対前年増加率(%)	△3.4	△0.0	1.8	0.4	△2.3	△1.4	△0.4	1.3	△5.6	5.9

注：1)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
2)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成21年の福島県分を除いた46都道府県の数値は、23頁の参考表8に掲載している。

図12 1世帯当たり平均所得金額の年次推移



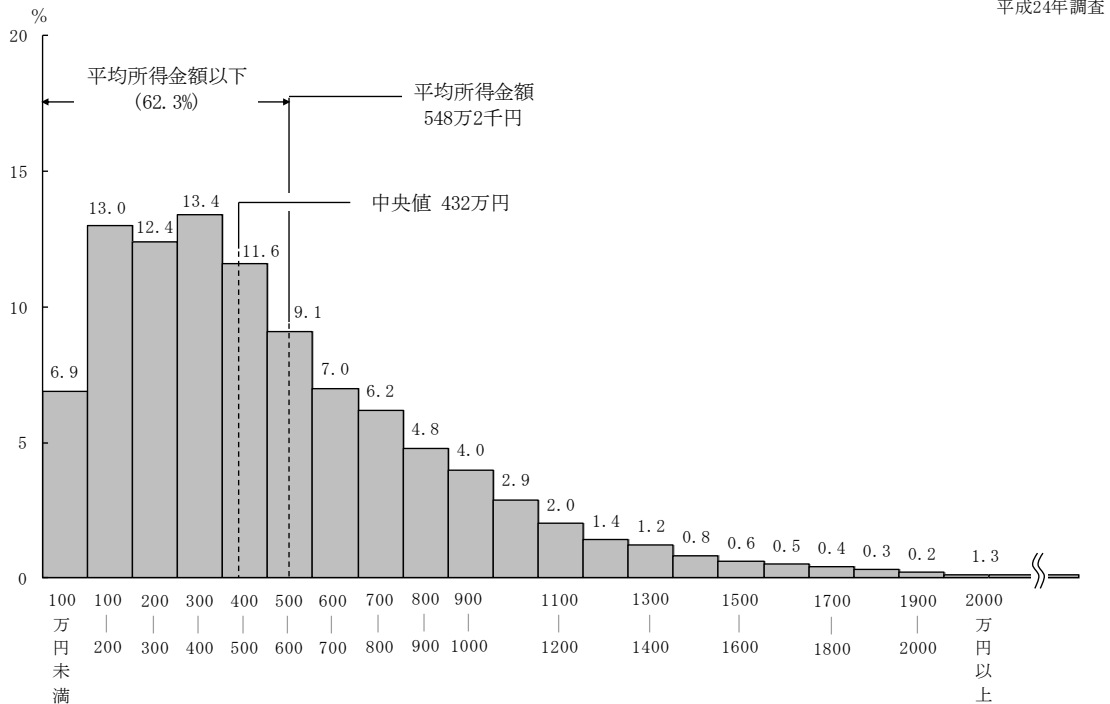
注：1)平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
2)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
3)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成21年の福島県分を除いた46都道府県の数値は、23頁の参考表8に掲載している。

## 2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数（福島県を除く。）の相対度数分布をみると、「300～400万円未満」が13.4%、「100～200万円未満」が13.0%と多くなっている。

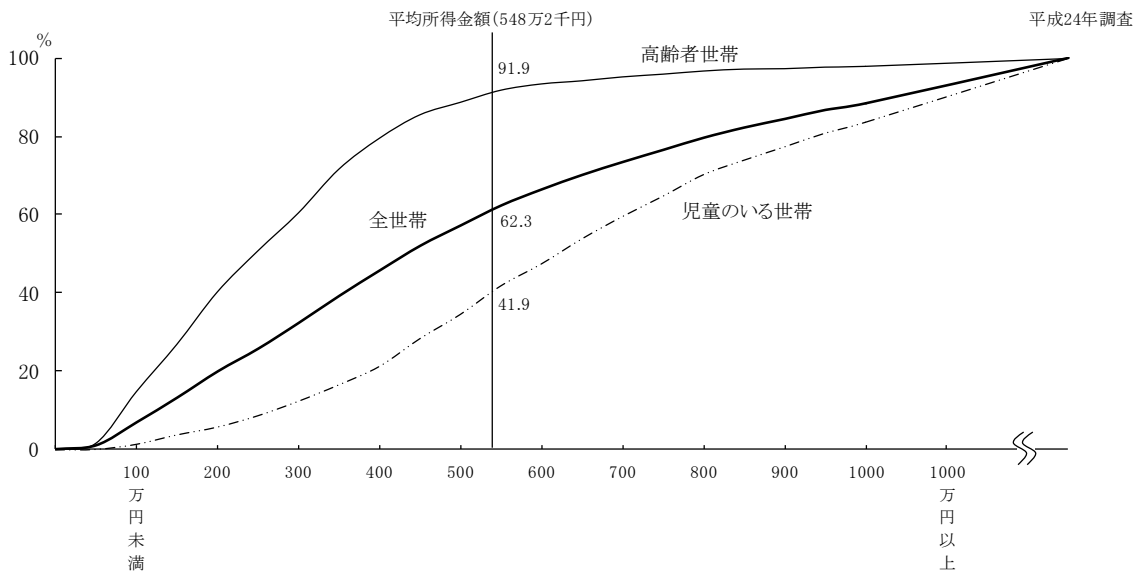
中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値）は432万円であり、平均所得金額（548万2千円）以下の割合は62.3%となっている。（図13）

図13 世帯数の所得金額階級別相対度数分布



各種世帯（福島県を除く。）について、平均所得金額（548万2千円）以下の割合をみると、「高齢者世帯」が91.9%、「児童のいる世帯」が41.9%となっている（図14）。

図14 世帯数の所得金額別累積度数分布



### 3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額（福島県を除く。）をみると、「50～59歳」が764万3千円で最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」となっており、最も低いのは「29歳以下」の314万6千円となっている。

世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が254万8千円で最も高く、最も低いのは「29歳以下」の171万6千円となっている。（表9、図15）

表9 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり－世帯人員1人当たり平均所得金額

（単位：万円）

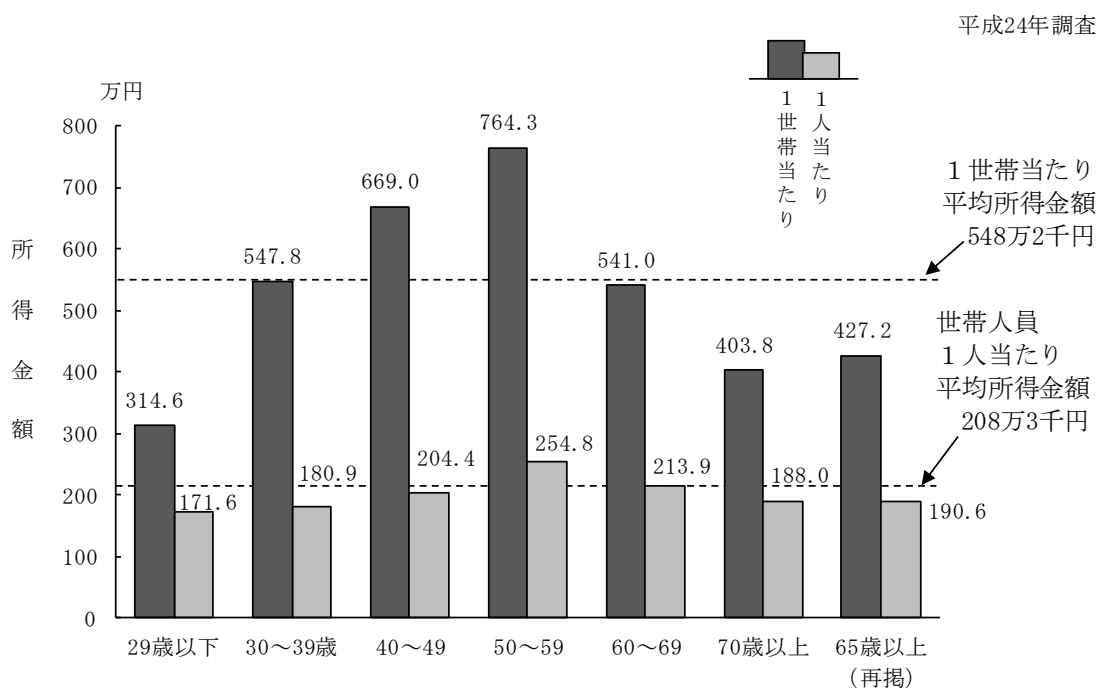
平成24年調査

	総数	29歳以下	30～39歳	40～49	50～59	60～69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり 平均所得金額	548.2	314.6	547.8	669.0	764.3	541.0	403.8	427.2
世帯人員1人当たり 平均所得金額	208.3	171.6	180.9	204.4	254.8	213.9	188.0	190.6

注：1)福島県を除いたものである。なお、平成22年調査の福島県分を除いた46都道府県の数値は、23頁の参考表9に掲載している。

2)「総数」には、年齢不詳を含む。

図15 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり－世帯人員1人当たり平均所得金額



注：福島県を除いたものである。



#### 4 所得の種類別の状況

所得の種類別に1世帯当たり平均所得金額（福島県を除く。）の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が74.7%、「公的年金・恩給」が18.4%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が69.1%、「稼働所得」が19.5%となっている（表10）。

表10 所得の種類別にみた1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

平成24年調査

	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
	1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	548.2	409.5	100.7	16.3	8.6	13.2
高齢者世帯	303.6	59.2	209.8	17.6	2.3	14.6
児童のいる世帯	697.0	626.2	27.1	11.2	25.8	6.8
	1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）					
全世帯	100.0	74.7	18.4	3.0	1.6	2.4
高齢者世帯	100.0	19.5	69.1	5.8	0.8	4.8
児童のいる世帯	100.0	89.8	3.9	1.6	3.7	1.0

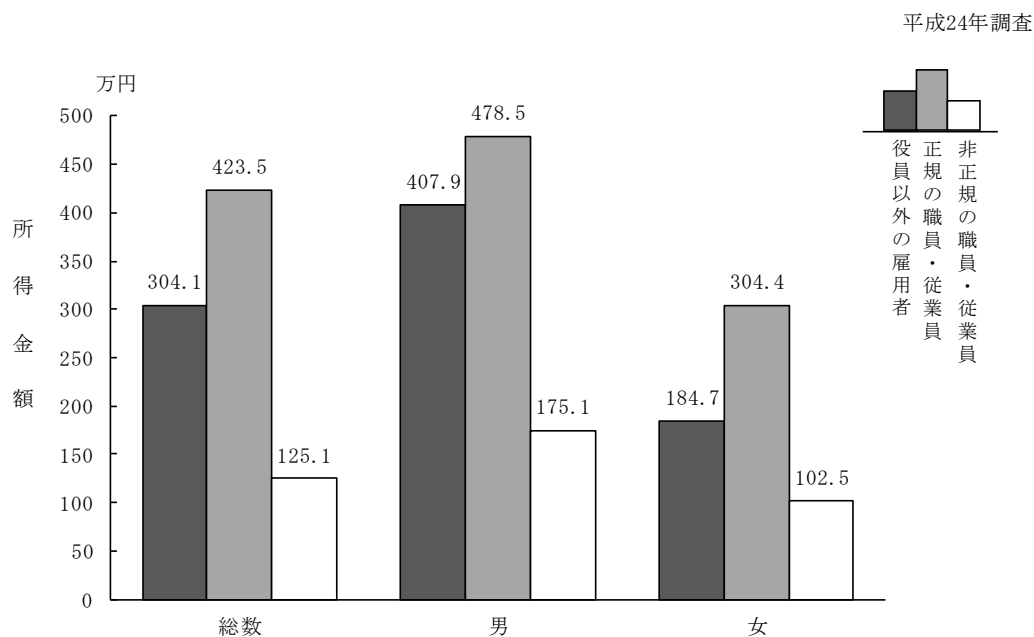
注：福島県を除いたものである。なお、平成22年調査の福島県分を除いた46都道府県の数値は、24頁の参考表10に掲載している。

#### 5 15歳以上の役員以外の雇用者の所得の状況

15歳以上の役員以外の雇用者1人当たり平均稼働所得金額（福島県を除く。）をみると、「正規の職員・従業員」が423万5千円、「非正規の職員・従業員」が125万1千円となっている。

性別にみると、「正規の職員・従業員」「非正規の職員・従業員」とともに、男が女に比べ1人当たり平均稼働所得金額が高くなっている。（図16）

図16 性別にみた15歳以上の役員以外の雇用者1人当たり平均稼働所得金額

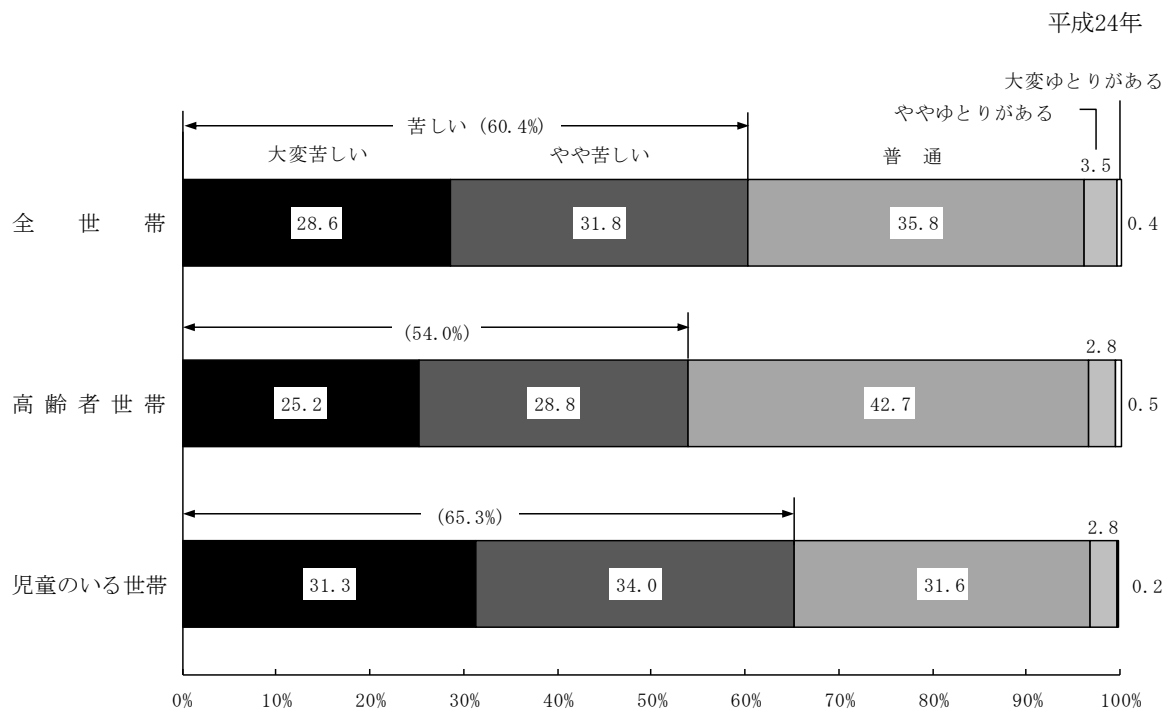


注：福島県を除いたものである。なお、平成22年調査の福島県分を除いた46都道府県の数値は、25頁の参考表11に掲載している。

## 6 生活意識の状況

生活意識別に世帯数（福島県を除く。）の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）と答えた世帯の割合は、「全世帯」が 60.4%となっている。また、「児童のいる世帯」が 65.3%、「高齢者世帯」が 54.0%となっている。（図17）

図17 生活意識別にみた世帯数の構成割合



注：福島県を除いたものである。なお、平成22年の福島県分を除いた46都道府県の数値は、25頁の参考表12に掲載している。

# 統計表

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

平成24年

	全世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	65歳以上の者のいる世帯
世帯数(千世帯)	48 170	10 241	12 003	20 930
全世帯に占める割合(%)	100.0	21.3	24.9	43.4
平均世帯人員(人)	2.57	1.54	4.08	2.50
平均有業人員(人)	1.30	0.31	1.73	1.02
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)	75.6	24.3	97.2	55.9
平均家計支出額(万円)	23.6	17.9	27.6	23.0

注：1) 福島県を除いたものである。

2) 「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員をいう。

3) 「家計支出額」とは、平成24年5月中の家計上の支出金額（飲食費（外食費・嗜好品費を含む。）、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他の諸雑費など）をいい、税金、社会保険料は含まない。

第2表 各種世帯別にみた所得の状況

平成24年調査

	全世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	65歳以上の者のいる世帯	
1世帯当たり平均所得金額(万円)	548.2	303.6	697.0	477.3	
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)	208.3	195.1	170.0	190.2	
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)	306.0	173.0	350.6	226.3	
役員以外の雇用者1人当たり平均稼働所得金額(万円)	304.1	140.4	348.7	232.5	
構成割合	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0
	第Ⅰ五分位 (第Ⅰ五分位値) 200万円	20.0	40.5	5.8	25.8
	第Ⅱ五分位 (第Ⅱ五分位値) 354万円	20.0	32.2	11.3	25.3
	第Ⅲ五分位 (第Ⅲ五分位値) 525万円	20.0	17.9	21.7	19.5
	第Ⅳ五分位 (第Ⅳ五分位値) 806万円	20.0	6.4	31.9	14.1
割合(%)	第Ⅴ五分位	20.0	3.1	29.4	15.4
	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	28.6	25.2	31.3	28.2
	やや苦しい	31.8	28.8	34.0	31.3
	普通	35.8	42.7	31.6	37.5
	ややゆとりがある	3.5	2.8	2.8	2.7
	大変ゆとりがある	0.4	0.5	0.2	0.3

注：福島県を除いたものである。

第3表 各種世帯別にみた公的年金・恩給を受給している者のいる世帯数及び割合の年次推移

年次	全世帯			(再掲) 65歳以上の者			(再掲) 高齢者世帯		
	(千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	(千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	(千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)
昭和61年	37 544	12 447	(33.2)	9 769	9 384	(96.1)	2 362	...	...
平成元年	39 417	13 863	(35.2)	10 774	10 420	(96.7)	3 057	...	...
4	41 210	14 825	(36.0)	11 884	11 453	(96.4)	3 688	...	...
7	40 770	15 367	(37.7)	12 695	12 245	(96.5)	4 390	...	...
10	44 496	17 724	(39.8)	14 822	14 323	(96.6)	5 614	5 420	(96.5)
13	45 429	19 371	(42.6)	16 198	15 629	(96.5)	6 599	6 347	(96.2)
16	46 242	20 852	(45.1)	17 836	17 262	(96.8)	7 865	7 588	(96.5)
19	47 752	22 129	(46.3)	19 153	18 514	(96.7)	8 960	8 644	(96.5)
22	48 431	23 897	(49.3)	20 592	19 894	(96.6)	10 144	9 758	(96.2)
23	46 560	22 793	(49.0)	19 385	18 678	(96.4)	9 568	9 166	(95.8)
24	48 170	24 300	(50.4)	20 930	20 171	(96.4)	10 241	9 841	(96.1)

注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。なお、平成22年の福島県及び同県分を除いた46都道府県の数値は、22頁の参考表7に掲載している。  
 4)平成13年以降の数値は、「年金受給者の有無不詳の世帯」を除いたものである。

第4表 末子の年齢階級、仕事の有無、正規・非正規等別にみた母の数

(単位：千人)

平成24年

年齢階級	総数	仕事あり	仕事なし			
			正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員	その他	
児童あり	11 681	7 445	2 139	3 853	1 453	4 235
0歳	957	364	214	75	75	593
1	914	381	150	153	79	533
2	792	395	160	157	79	396
3	779	427	129	201	96	352
4	653	407	108	228	71	246
5	603	371	96	206	69	232
6	573	370	103	189	78	203
7～8	1 138	771	184	437	151	367
9～11	1 873	1 349	340	752	257	525
12～14	1 751	1 351	308	773	269	400
15～17	1 647	1 259	347	681	231	388

注：1)福島県を除いたものである。  
 2)「その他」には、自営業主、家族従業者、会社・団体等の役員、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。  
 3)「母の仕事の有無不詳」を含まない。

第5表 性・年齢階級、学歴別にみた15歳以上の役員以外の雇用者の構成割合

(単位：%)

平成24年

性 年齢階級	小学・中学卒			高校・旧制中卒			専門学校卒			短大・高専卒			大学・大学院卒		
	役員以外の 雇用者	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員
男	100.0	55.8	44.2	100.0	75.7	24.3	100.0	83.3	16.7	100.0	84.1	15.9	100.0	87.2	12.8
15～19歳	100.0	33.3	66.7	100.0	69.7	30.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29	100.0	53.4	46.6	100.0	72.2	27.8	100.0	77.8	22.2	100.0	82.3	17.7	100.0	85.7	14.3
30～39	100.0	79.2	20.8	100.0	86.3	13.7	100.0	88.1	11.9	100.0	91.2	8.8	100.0	92.9	7.1
40～49	100.0	73.7	26.3	100.0	89.1	10.9	100.0	91.7	8.3	100.0	93.0	7.0	100.0	95.4	4.6
50～59	100.0	75.2	24.8	100.0	86.1	13.9	100.0	83.4	16.6	100.0	90.1	9.9	100.0	92.3	7.7
60歳以上	100.0	34.7	65.3	100.0	33.1	66.9	100.0	40.1	59.9	100.0	38.6	61.4	100.0	41.0	59.0
女	100.0	16.4	83.6	100.0	33.7	66.3	100.0	50.9	49.1	100.0	44.6	55.4	100.0	64.6	35.4
15～19歳	100.0	15.8	84.2	100.0	65.8	34.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29	100.0	16.5	83.5	100.0	49.5	50.5	100.0	65.5	34.5	100.0	68.1	31.9	100.0	76.2	23.8
30～39	100.0	24.6	75.4	100.0	39.6	60.4	100.0	51.4	48.6	100.0	48.5	51.5	100.0	66.6	33.4
40～49	100.0	25.8	74.2	100.0	32.1	67.9	100.0	47.4	52.6	100.0	37.5	62.5	100.0	56.5	43.5
50～59	100.0	23.9	76.1	100.0	31.9	68.1	100.0	48.2	51.8	100.0	41.0	59.0	100.0	54.1	45.9
60歳以上	100.0	9.9	90.1	100.0	16.9	83.1	100.0	24.8	75.2	100.0	18.0	82.0	100.0	28.6	71.4

注：1)福島県を除いたものである。  
 2)「勤め先での呼称不詳」を含まない。  
 3)「在学中」を含まない。

第6表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

平成24年調査

所得金額階級	全世帯		高齢者世帯		児童のいる世帯		65歳以上の者のいる世帯	
	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)
総数	・	100.0	・	100.0	・	100.0	・	100.0
50万円未満	1.0	1.0	1.6	1.6	0.1	0.1	0.9	0.9
50～100	6.9	5.9	14.8	13.3	1.4	1.3	8.9	8.0
100～150	13.2	6.4	26.9	12.1	3.8	2.4	16.6	7.7
150～200	19.9	6.6	40.3	13.4	5.8	2.0	25.7	9.2
200～250	25.7	5.8	50.8	10.4	8.7	2.9	33.3	7.6
250～300	32.3	6.6	60.5	9.7	12.4	3.7	41.6	8.3
300～350	39.2	6.9	71.7	11.3	16.6	4.2	50.4	8.8
350～400	45.7	6.4	79.6	7.8	21.3	4.7	57.7	7.3
400～450	52.0	6.3	85.6	6.0	28.4	7.1	63.8	6.1
450～500	57.2	5.2	88.8	3.3	34.6	6.2	68.6	4.7
500～600	66.4	9.1	93.5	4.7	47.5	12.9	75.4	6.8
600～700	73.4	7.0	95.3	1.8	59.6	12.1	80.0	4.6
700～800	79.6	6.2	96.8	1.5	70.3	10.8	84.3	4.3
800～900	84.4	4.8	97.4	0.6	77.4	7.1	88.0	3.7
900～1000	88.4	4.0	98.0	0.6	83.7	6.3	90.9	2.8
1000万円以上	100.0	11.6	100.0	2.0	100.0	16.3	100.0	9.1
平均所得金額 (548万2千円) 以下の割合 (%)		62.3		91.9		41.9		72.4
中央値 (万円)		432		246		619		345

注：福島県を除いたものである。

# 参考

## 1 前回の大規模調査（平成 22 年調査）との比較

平成 24 年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。

なお、前回の大規模調査（平成 22 年調査）の福島県及び同県分を除いた 46 都道府県の数値は、次のとおりである。

参考表 1 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数、構成割合及び平均世帯人員

年次 都道府県	総数	世帯構造						世帯類型				平均 世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世 世帯	その他 の世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他 の世帯	
		推 計 数 (単位：千世帯)						推 計 数 (単位：千世帯)				(人)
平成22年												
全国	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
福島県	701	164	133	163	48	118	74	130	9	1	561	2.88
46都道府県	47 937	12 222	10 861	14 759	3 132	3 717	3 246	10 077	699	76	37 086	2.58
平成24年	48 170	12 160	10 977	14 668	3 348	3 648	3 370	10 241	703	81	37 146	2.57
		構 成 割 合 (単位：%)						構 成 割 合 (単位：%)				
平成22年												
全国	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
福島県	100.0	23.4	19.0	23.3	6.9	16.8	10.6	18.5	1.3	0.2	80.0	・
46都道府県	100.0	25.5	22.7	30.8	6.5	7.8	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
平成24年	100.0	25.2	22.8	30.5	6.9	7.6	7.0	21.3	1.5	0.2	77.1	・

注：平成 24 年の数値は、福島県を除いたものである。

参考表 2 世帯構造別にみた 65 歳以上の者のいる世帯数及び構成割合

年次 都道府県	65歳以上の 者のいる 世帯	全世帯に 占める割合 (%)	単独世帯	夫婦のみの 世帯	親と未婚の 子のみの 世帯	三世 世帯	その他 の世帯	(再掲) 65歳以上の 者のみの 世帯	
									推 計 数 (単位：千世帯)
平成22年									
全国	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 837	3 348	2 313	10 188	
福島県	362	(51.7)	60	78	59	103	61	129	
46都道府県	20 344	(42.4)	4 957	6 111	3 777	3 246	2 252	10 058	
平成24年	20 930	(43.4)	4 868	6 332	4 110	3 199	2 420	10 214	
		構 成 割 合 (単位：%)							
平成22年									
全国	100.0	・	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2	
福島県	100.0	・	16.7	21.6	16.4	28.4	16.9	35.7	
46都道府県	100.0	・	24.4	30.0	18.6	16.0	11.1	49.4	
平成24年	100.0	・	23.3	30.3	19.6	15.3	11.6	48.8	

注：1) 平成 24 年の数値は、福島県を除いたものである。

2) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

参考表3 世帯構造別にみた高齢者世帯数及び構成割合

年次 都道府県	高齢者世帯	単独世帯	推計数		夫婦のみの世帯	その他の世帯
			男の単独世帯	女の単独世帯		
推計数 (単位：千世帯)						
平成22年						
全国	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876	313
福島県	130	60	16	44	65	5
46都道府県	10 077	4 957	1 403	3 554	4 811	308
平成24年	10 241	4 868	1 370	3 498	5 017	356
構成割合 (単位：%)						
平成22年						
全国	100.0	49.2	13.9	35.3	47.8	3.1
福島県	100.0	46.6	12.7	33.9	49.8	3.7
46都道府県	100.0	49.2	13.9	35.3	47.7	3.1
平成24年	100.0	47.5	13.4	34.2	49.0	3.5

注：平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

参考表4 家族形態別にみた65歳以上の者の数及び構成割合

年次 都道府県	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	推計数		その他の親族と同居	非親族と同居
					子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居		
推計数 (単位：千人)								
平成22年								
全国	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
福島県	537	60	143	311	179	132	22	0
46都道府県	29 231	4 957	10 922	12 265	5 024	7 241	1 059	27
平成24年	30 266	4 868	11 349	12 808	4 829	7 979	1 184	58
構成割合 (単位：%)								
平成22年								
全国	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1
福島県	100.0	11.2	26.6	58.0	33.4	24.6	4.1	0.0
46都道府県	100.0	17.0	37.4	42.0	17.2	24.8	3.6	0.1
平成24年	100.0	16.1	37.5	42.3	16.0	26.4	3.9	0.2

注：平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

参考表5 世帯構造別にみた児童のいる世帯数、構成割合及び平均児童数

年次 都道府県	児童のいる世帯	全世帯に占める割合 (%)	核家族世帯	推計数			三世帯世帯	その他の世帯	児童のいる世帯平均児童数
				夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	親と同居の子のみの世帯			
推計数 (単位：千世帯)									
平成22年									
全国	12 324	(25.3)	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70	
福島県	184	(26.3)	95	84	11	78	12	1.79	
46都道府県	12 139	(25.3)	9 388	8 585	803	2 242	509	1.70	
平成24年	12 003	(24.9)	9 430	8 632	798	2 156	418	1.72	
構成割合 (単位：%)									
平成22年									
全国	100.0	・	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	・	
福島県	100.0	・	51.4	45.6	5.8	42.2	6.4	・	
46都道府県	100.0	・	77.3	70.7	6.6	18.5	4.2	・	
平成24年	100.0	・	78.6	71.9	6.6	18.0	3.5	・	

注：1)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

2)「その他の世帯」には、単独世帯を含む。

参考表6 性別にみた15歳以上の役員以外の雇用者数及び構成割合

年次 都道府県	総数			男			女		
	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員
推 計 数 (単位：千人)									
平成22年									
全国	44 164	27 704	16 459	24 114	19 129	4 985	20 050	8 575	11 475
福島県	665	435	230	357	290	67	308	145	163
46都道府県	43 498	27 269	16 229	23 756	18 838	4 918	19 742	8 431	11 311
平成24年	44 532	27 218	17 314	24 142	18 714	5 427	20 391	8 504	11 887
構 成 割 合 (単位：%)									
平成22年									
全国	100.0	62.7	37.3	100.0	79.3	20.7	100.0	42.8	57.2
福島県	100.0	65.4	34.6	100.0	81.3	18.7	100.0	47.0	53.0
46都道府県	100.0	62.7	37.3	100.0	79.3	20.7	100.0	42.7	57.3
平成24年	100.0	61.1	38.9	100.0	77.5	22.5	100.0	41.7	58.3

注：1)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

2)「勤め先での呼称不詳」を含まない。

参考表7 各種世帯別にみた公的年金・恩給を受給している者のいる世帯数及び割合

年次 都道府県	全 世 帯			(再掲)			(再掲)		
	全世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯		65歳以上の者 のいる世帯			高齢者世帯		
		いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	いる世帯 (千世帯)	いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	いる世帯 (千世帯)	いる世帯 (千世帯)	割合 (%)
平成22年									
全国	48 431	23 897	(49.3)	20 592	19 894	(96.6)	10 144	9 758	(96.2)
福島県	696	413	(59.3)	358	351	(98.1)	128	125	(97.6)
46都道府県	47 735	23 483	(49.2)	20 234	19 543	(96.6)	10 016	9 633	(96.2)
平成24年	48 170	24 300	(50.4)	20 930	20 171	(96.4)	10 241	9 841	(96.1)

注：1)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

2)「年金受給者の有無不詳の世帯」を除いたものである。



参考表 8 1世帯当たり平均所得金額

(単位：万円)

	平成21年 (平成22年調査)		平成23年 (平成24年調査)
	全 国	46 都 道 府 県	
全 世 帯	549.6	550.2	548.2
高 齢 者 世 帯	307.9	308.5	303.6
児 童 の い る 世 帯	697.3	696.5	697.0

注：平成23年(平成24年調査)の数値は、福島県を除いたものである。

なお、所得票は都道府県別表章が可能な標本規模でないため、平成21年(平成22年調査)の福島県分の数値は掲載していない。

参考表 9 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり一世帯人員1人当たり平均所得金額

(単位：万円)

	総数	29歳以下	30～39歳	40～49	50～59	60～69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり平均所得金額								
平成21年(平成22年調査)								
全国	549.6	301.0	551.3	678.5	731.9	539.5	406.5	429.2
46都道府県	550.2	301.9	552.0	678.7	733.6	540.6	406.5	429.1
平成23年(平成24年調査)	548.2	314.6	547.8	669.0	764.3	541.0	403.8	427.2
世帯人員1人当たり平均所得金額								
平成21年(平成22年調査)								
全国	207.3	163.6	179.0	202.8	249.0	216.3	186.9	191.7
46都道府県	208.0	163.8	179.3	203.3	250.1	217.6	187.6	192.4
平成23年(平成24年調査)	208.3	171.6	180.9	204.4	254.8	213.9	188.0	190.6

注：1) 平成23年(平成24年調査)の数値は、福島県を除いたものである。

なお、所得票は都道府県別表章が可能な標本規模でないため、平成21年(平成22年調査)の福島県分の数値は掲載していない。

2) 「総数」には、年齢不詳を含む。

参考表10 所得の種類別にみた1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩 給	財産所得	年金以外の 社会保障 給 付 金	仕 送 り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）						
全世帯						
平成21年(平成22年調査)						
全国	549.6	408.1	102.3	17.3	5.5	16.4
46都道府県	550.2	408.5	102.2	17.5	5.5	16.4
平成23年(平成24年調査)	548.2	409.5	100.7	16.3	8.6	13.2
高齢者世帯						
平成21年(平成22年調査)						
全国	307.9	53.2	216.2	18.2	2.5	17.7
46都道府県	308.5	53.5	216.3	18.4	2.5	17.8
平成23年(平成24年調査)	303.6	59.2	209.8	17.6	2.3	14.6
児童のいる世帯						
平成21年(平成22年調査)						
全国	697.3	626.0	32.3	14.1	11.2	13.7
46都道府県	696.5	625.8	31.7	14.2	11.2	13.6
平成23年(平成24年調査)	697.0	626.2	27.1	11.2	25.8	6.8
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：％）						
全世帯						
平成21年(平成22年調査)						
全国	100.0	74.3	18.6	3.2	1.0	3.0
46都道府県	100.0	74.3	18.6	3.2	1.0	3.0
平成23年(平成24年調査)	100.0	74.7	18.4	3.0	1.6	2.4
高齢者世帯						
平成21年(平成22年調査)						
全国	100.0	17.3	70.2	5.9	0.8	5.7
46都道府県	100.0	17.3	70.1	6.0	0.8	5.8
平成23年(平成24年調査)	100.0	19.5	69.1	5.8	0.8	4.8
児童のいる世帯						
平成21年(平成22年調査)						
全国	100.0	89.8	4.6	2.0	1.6	2.0
46都道府県	100.0	89.8	4.5	2.0	1.6	2.0
平成23年(平成24年調査)	100.0	89.8	3.9	1.6	3.7	1.0

注：平成23年(平成24年調査)の数値は、福島県を除いたものである。

なお、所得票は都道府県別表章が可能な標本規模でないため、平成21年(平成22年調査)の福島県分の数値は掲載していない。

参考表11 性別にみた15歳以上の役員以外の雇用者1人当たり平均稼働所得金額

(単位：万円)

	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	
		正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員
総数			
平成21年(平成22年調査)			
全国	310.7	420.0	127.2
46都道府県	311.4	421.2	127.4
平成23年(平成24年調査)	304.1	423.5	125.1
男			
平成21年(平成22年調査)			
全国	416.8	478.3	183.3
46都道府県	418.1	479.9	183.8
平成23年(平成24年調査)	407.9	478.5	175.1
女			
平成21年(平成22年調査)			
全国	182.2	289.1	102.6
46都道府県	182.4	289.7	102.6
平成23年(平成24年調査)	184.7	304.4	102.5

注：平成23年(平成24年調査)の数値は、福島県を除いたものである。  
 なお、所得票は都道府県別表章が可能な標本規模でないため、平成21年(平成22年調査)の福島県分の数値は掲載していない。

参考表12 生活意識別にみた世帯数の構成割合

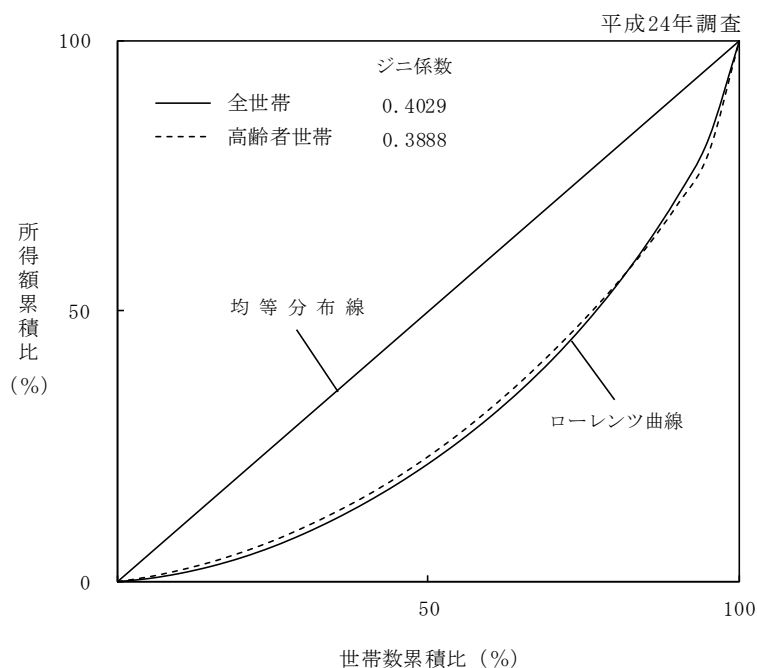
(単位：%)

	総数	苦しい			普通	ゆとりがある		
		苦しい	大変苦しい	やや苦しい		ゆとりがある	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
全世帯								
平成22年								
全国	100.0	59.4	27.1	32.3	35.8	4.8	4.1	0.7
46都道府県	100.0	59.3	27.0	32.3	35.8	4.8	4.2	0.7
平成24年	100.0	60.4	28.6	31.8	35.8	3.8	3.5	0.4
高齢者世帯								
平成22年								
全国	100.0	51.5	21.3	30.2	44.0	4.5	4.0	0.5
46都道府県	100.0	51.5	21.3	30.2	44.0	4.5	4.0	0.5
平成24年	100.0	54.0	25.2	28.8	42.7	3.3	2.8	0.5
児童のいる世帯								
平成22年								
全国	100.0	65.7	31.0	34.7	30.1	4.1	3.8	0.3
46都道府県	100.0	65.6	30.9	34.7	30.2	4.2	3.9	0.3
平成24年	100.0	65.3	31.3	34.0	31.6	3.1	2.8	0.2

注：平成24年の数値は、福島県を除いたものである。  
 なお、所得票は都道府県別表章が可能な標本規模でないため、平成22年の福島県分の数値は掲載していない。

## 2 ジニ係数

全世帯－高齢者世帯別にみた年間所得金額の世帯分布のローレンツ曲線



全世帯－高齢者世帯別にみた年間所得金額のジニ係数

	全世帯	高齢者世帯
平成21年(平成22年調査)		
全国	0.3950	0.3771
46都道府県	0.3950	0.3775
平成23年(平成24年調査)	0.4029	0.3888

注：平成23年(平成24年調査)の数値は、福島県を除いたものである。なお、所得票は都道府県別表章が可能な標本規模でないため、平成21年(平成22年調査)の福島県分の数値は掲載していない。

### (1) ローレンツ曲線とは

世帯を所得の低い順に並べ、世帯数の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとって描いた曲線である。所得が完全に均等に分配されていれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線(均等分布線)に一致し、不均等であればあるほどその直線から遠ざかる。

### (2) ジニ係数とは

分布の集中度あるいは不平等度を表す係数で、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれた面積の均等分布線より下の三角形の面積に対する比率によって、分配の均等度を表したものである。ジニ係数は0から1までの値をとり、0に近いほど分布が均等、1に近いほど不均等となる。

注：年間所得金額とは、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、子ども手当等、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。

## 用語の説明

- 1 「**世帯**」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「**世帯主**」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「**世帯員**」とは、世帯を構成する各人をいう。  
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「**世帯構造**」は、次の分類による。
  - (1) 単独世帯  
世帯員が1人だけの世帯をいう。
  - (2) 核家族世帯
    - ア 夫婦のみの世帯  
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
    - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯  
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
    - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯  
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
  - (3) 三世帯世帯  
世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。
  - (4) その他の世帯  
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「**世帯類型**」は、次の分類による。
  - (1) 高齢者世帯  
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
  - (2) 母子世帯  
死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。
  - (3) 父子世帯  
死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の男(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。
  - (4) その他の世帯  
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「**児童**」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 7 「**家族形態**」は、次の分類による。
  - (1) 単独世帯  
世帯に1人だけの場合をいう。

- (2) 夫婦のみの世帯  
配偶者のみと同居している場合をいう。
- (3) 子と同居
  - ア 子夫婦と同居
  - イ 配偶者のいない子と同居  
未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。
- (4) その他の親族と同居  
子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。
- (5) 非親族と同居  
上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

- 8 「**仕事あり**」とは、平成24年5月中に所得を伴う仕事をもっていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。
- (1) 雇用者であって、平成24年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）
  - (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、平成24年5月中に事業は経営されていた場合
  - (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合
  - (4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中である場合
- 9 「**正規の職員・従業員**」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。
- 10 「**非正規の職員・従業員**」は、次の分類による。
- (1) パート、アルバイト  
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。  
「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。
  - (2) 労働者派遣事業所の派遣社員  
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。  
この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。
  - (3) 契約社員・嘱託  
契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。  
嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
  - (4) その他  
上記(1)～(3)以外の者をいう。
- なお、上記9、10をまとめて「役員以外の雇用者」として表章している。
- 11 「**中央値**」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。
- 12 「**所得五分位階級**」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。

13 「所得の種類」は、次の分類による。

(1) 稼働所得

雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。

ア 雇用者所得

世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。

イ 事業所得

世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。

ウ 農耕・畜産所得

世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。

エ 家内労働所得

世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

(2) 公的年金・恩給

世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。

(3) 財産所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。

(4) 年金以外の社会保障給付金

ア 雇用保険

世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付をいう。

イ 子ども手当等

世帯員が受けた子ども手当※、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。

※子ども手当制度は平成24年4月に児童手当制度に改正されているが、当調査で把握している前年（平成23年）の制度により分類している。

ウ その他の社会保障給付金

世帯員が受けた上記（2）、（4）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。

(5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得

ア 仕送り

世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。

イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（1）～（4）、（5）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。